

入札保証金説明書

1.入札保証金の額

見積もる契約金額(税込み)の100分の5以上とします。足りなかった場合、入札は無効となります。入札書の提出までに、入札保証金の免除の証明書の提示又は納入済みであることを証する書類を提出しなければなりません。

2.入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後に還付します。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当します。

3.入札保証金の免除

次の(1)、(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和7年1月15日(水曜日)午後5時までに提出した場合。

(2) 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面(別添第2号様式「同種・同規模契約の履行証明書」及び、当該契約書の写し)を令和7年1月15日(水曜日)午後5時までに提出した場合。

※ 入札保証金が納付された場合、手続きが煩雑になる上、取り扱いに配慮が必要となりますので、可能な限り「3.入札保証金の免除」の手続きを行うようご協力をお願いします。

4.入札保証金の納付方法

- (1) 第3号様式の「入札保証金納付書発行依頼書」、第4号様式の「債務者登録票」、第5号様式の「入札保証金還付請求書」に必要事項を記入し、令和7年1月15日(水曜日)午後5時までに沖縄県水産海洋技術センター石垣支所へ提出する。
- (2) 「債務者登録票」に基づき納付書を発行しますので、下記納付場所において納付し、領収書の写しを沖縄県水産海洋技術センター石垣支所へ提出する(FAXでも可能)。

納付場所 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄労働金庫、農業協同組合(沖縄県内)、商工組合中央金庫那覇支店、みずほ銀行、

納付済領収書の写しの提出期間

令和7年1月15日(水曜日)午後5時まで

還付方法 入札終了後、入札保証金還元請求書提出から2週間後に登録した口座へ振り込む(落札者以外)。